

令和 8 年 5 月 2 8 日開催

令 和 8 年

第 5 回

函館市農業委員会総会

議 事 録

函館市農業委員会

令和8年第5回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月28日（木） 開会 14：00 閉会 14：20

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	6 番	山 田 美代子
1 番	川 村 稔	7 番	近 江 政 夫
3 番	佐 藤 勉	8 番	菅 原 秀 樹
4 番	大 槻 寅 男	9 番	西 浦 克 彦
5 番	八 戸 千 修		

以上9名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主 査	奥 野 秀 光
局次長	中 村 勇 人	主任主事	日 向 彬
課 長	青 木 慶太郎	主 事	小笠原 康 太

以上6名

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第3号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について

報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

開会 14:00

議長（立蔵会長）

本日、欠席委員はおりませんので、お知らせいたします。
ただいまより、令和8年第5回農業委員会総会を開会いたします。
まずはじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員はご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案3件、報告1件、計4件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、8番菅原委員、9番西浦委員、両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号2は5番八戸委員が、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、まず、番号1を全員で審議し、続いて、番号2を議事参与の制限に該当する八戸委員にご退室いただいたうえ審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

では、はじめに番号1を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、2件の所有権移転の許可申請があった

ので、審議を求めるものでございます。

議案書の５ページをお開き願います。

番号１についてでございますが、土地の表示は、記載のとおりで、面積は、３筆合計９２３平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、６ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、１番川村委員から、ご報告願います。

１番（川村委員）

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」番号１に係る予備審査の結果ですが、この案件について、佐藤委員、西浦委員と私の３名と、事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号１について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第１号番号１についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」のうち番号１を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続いて、番号２を議題といたします。

それでは八戸委員はご退室願います。

（八戸委員退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の７ページをお開き願います。

番号２についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、２筆合計３千３６平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、８ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、１番川村委員から、ご報告願います。

１番（川村委員）

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」番号２に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号２について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第１号番号２についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号2を採決いたします。お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

八戸委員は入室願います。

（八戸委員着席）

次に、日程第3、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の9ページをお開き願います。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案9件について、審議を求めるものでございます。

この促進計画でございますが、番号1の出し手から番号2の受け手への計画、番号3の出し手から番号4の受け手への計画、番号5の出し手から番号6の受け手への計画、番号7の出し手から番号8の受け手への計画、および昨年11月農地中間管理機構が使用貸借権を設定した物件の一部を番号9の受け手へ貸し出す計画を作成することとなることから、それぞれまとめてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

番号1および2についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、1筆1万2千915平方メートル、権利を移転する者、受ける者は記載のとおりで、

権利の種類は所有権でございます。

利用目的は畑，所有権移転の時期，対価等は記載の通りでございます。

なお，11ページが箇所図および調査書となっております。

12ページをお開き願います。

番号3および4についてでございますが，土地の表示は記載のとおりで，面積は，1筆1万3千579平方メートル，権利を移転する者，受ける者は記載のとおりで，権利の種類は，所有権でございます。

利用目的は畑，所有権移転の時期，対価等は記載の通りでございます。

なお，13ページが箇所図および調査書となっております。

14ページをお開き願います。

番号5および6についてでございますが，土地の表示は記載のとおりで，面積は，1筆3千117平方メートル，権利を移転する者，受ける者は，記載のとおりで，権利の種類は所有権でございます。

利用目的は畑，所有権移転の時期，対価等は記載の通りでございます。

なお，15ページが箇所図および調査書となっております。

16ページをお開き願います。

番号7および8についてでございますが，土地の表示は記載のとおりで，面積は，1筆8千528平方メートル，権利を設定する者，受ける者は，記載のとおりで，権利の種類は，賃借権でございます。

利用目的は田，権利の設定期間および借賃は，記載のとおりとなっております。

なお，17ページが箇所図および調査書となっております。

18ページをお開き願います。

番号9についてでございますが，土地の表示は記載のとおりで，面積は，4筆合計3万9千209平方メートル，権利を設定する者，受ける者は，記載のとおりで，権利の種類は，使用貸借権でございます。

利用目的は畑，権利の設定期間は，記載のとおりとなっております。

なお，このページの下段が箇所図，19ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について，ご報告いただきたいと思います。

それでは，調査委員を代表して，1番川村委員から，ご報告願います。

1番（川村委員）

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号1から番号9に係る予備審査の結果ですが，この案件について調査委員全員の意見が一致してお

りますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号9について農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事するものに関し、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また、北海道農業公社からの認可申請に対する認可、その後の速やかな公告についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告について決定することといたします。

次に、日程第4、議案第3号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の20ページをお開き願います。

議案第3号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、先日、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様に対し書面で協議を行った案の決定について、審議を求めるものでございます。

21ページをお開き願います。

こちらのページに記載されております内容は、令和7年度当初に設定しました内容

を記載しております。

令和7年4月1日現在の「Ⅰ農業委員会の状況」につきましては、記載のとおりでございます。

22ページから25ページにかけてご説明いたします。

「Ⅱ最適化活動の実施状況」について、ご説明申し上げます。

「1最適化活動の成果目標」でございますが「(1)農地の集積」につきましては「①現状及び課題」、「②目標」は、昨年度の設定を記載しており、「③実績」につきましては昨年度の実績を記載し、認定農業者等による集積面積が44ヘクタールだったため、令和7年度末の集積面積が907ヘクタールとなったものでございます。

したがいまして、目標に対する達成状況は96.7%となります。

次に「(2)遊休農地の発生防止・解消」についてでございます。

このページから23ページ上段にかけて「①現状及び課題」「②目標」は、昨年度の設定を記載しております。

「③実績」につきましては、昨年度の実績を記載し、昨年度の非農地化の減少はなく、「②目標(C)」に対する達成状況は0%となるものでございます。

「④その他」におきましては、農業委員・推進委員の皆さまにより8月から11月まで利用状況調査を実施したことを記載しております。

次に(3)「新規参入の促進」についてですが、こちらも「①現状及び課題」「②目標」は、昨年度の設定を記載しております。

24ページをご覧ください。

「③実績」につきましては、新規参入者が、昨年度0件であったことを記載しております。

「2最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」および「(2)活動強化月間の設定①目標」は昨年度の設定を記載しております。

「②実績」につきましては、各委員の個別活動以外で、委員会全体としての取り組みである9月に実施しました利用状況調査について記載しております。

25ページをお開き願います。

「(3)新規参入相談会への参加」についてでございますが、「①目標」は昨年度の設定を記載しており「②実績」に関しましては相談会へ参加できず0回となっております。

次に、「目標の達成状況の評語」について、ご説明申し上げます。

記載要領により、達成状況に応じた点数制による評価となっており、各項目の実績欄の結果により、合計が5点だったため、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」ということとなります。

それぞれの成果目標の点数につきましては、机上に配付いたしております、別紙をご覧ください。

次の「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、各委員の皆様から提出いただいた活動記録により、評価した結果を記載しております。

26ページをお開き願います。

「Ⅲ事務の実施状況」について、ご説明申し上げます。

「１総会、部会の開催実績」は、令和７年度の実績を記載しております。

「２農地法第３条に基づく許可事務」および「３農地転用に関する事務」については、１年間の処理件数、許可件数、処理期間等は、記載のとおりとなっております。

「３農地転用に関する事務」については、標準処理期間内に処理が行われております。

次に「４違反転用への対応」についてですが、令和７年度において、違反転用はございませんでした。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、本件について、各委員から、何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第３号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第５、報告第１号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の２７ページをお開き願います。

報告第１号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が６件あったことから、「函館市農業委員会規程」第２３条第１項第４号の規定により専決処分を行ったもので、同条第２項の規定により、報告するものでございます。

２８ページをお開き願います。

このページの番号１から３３ページの番号６まで、市街化区域３件および区域外３

件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、全て農地採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

1点目ですが、「農地パトロール調査」についてでございます。

6月の農地パトロール調査は、6月1日月曜日、推進委員により実施する予定であります。

なお、調査委員には、松浦推進委員、松岡推進委員、山口推進委員以上3名を指名しております。

2点目ですが、次回の総会は、令和8年6月25日木曜日、午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は令和8年5月29日金曜日、農地法関連は令和8年6月5日金曜日となっております。

3点目ですが、次回総会の現地調査日は、令和8年6月18日木曜日、午後1時からとなります。

それでは、6月の現地調査委員を指名いたします。

4番大槻委員、5番八戸委員、6番山田委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上ですが、ほかに各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会 14：20

以上，会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議 長 立 藏 義 春

署 名 委 員 菅 原 秀 樹

署 名 委 員 西 浦 克 彦